

マイナンバーカードの有効期限について

問い合わせ
窓口サービス係

マイナンバーカードの有効期限は18歳以上の人は発行後10回目の誕生日まで、18歳未満の人は発行後5回目の誕生日までとなっています。

また、マイナンバーカードのICチップに格納されている電子証明書の有効期限は、発行後5回目の誕生日までとなります。

有効期限の3カ月前頃に国から通知が届きます。有効期限前に更新が必要となりますので、通知書、マイナンバーカード、本人確認書類（運転免許証など顔写真が付いているもの1点、または顔写真の付いていないものは2点以上）、暗証番号をお持ちの上、申請者ご本人が役場で手続きを行ってください。

すでに有効期限が過ぎている場合は、新たに発行の手続きが必要となります。

カードの有効期限が残っていても、電子証明書の有効期限が過ぎている場合は、コンビニでの証明書取得や保険証としての利用ができませんので、ご注意ください。

なお、ご本人が窓口に来ることができない場合は、ご相談ください。



燃やせるごみを減らしましょう

問い合わせ
廃棄物対策係

燃やせるごみの中にリサイクルできるごみを入れていませんか。

燃やせるごみは、ちり紙などの紙くず、衣類などの布類、割り箸や木製の食器類などの木竹製品類、靴などのゴム・革製品、紙おむつなどです。

綿50パーセント以上の衣類、紙マークの付いているお菓子の箱や紙袋、プラスチックマークの付いているものは汚れを落として、資源ごみとして出してください。

きちんと分別することで、燃やせるごみの減量やごみ処理費用の削減につながります。

10月はレッドカードを13枚使用しました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。



不法投棄・不法焼却は絶対にやめましょう

問い合わせ
廃棄物対策係

ごみの不法投棄・不法焼却は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。

不法投棄や不法焼却をした場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下）、

もしくはその両方が科せられます。

厚岸町の豊かな自然環境を次の世代に残していくため、ごみの不法投棄や不法焼却は絶対にやめましょう。

また、ごみの不法投棄や不法焼却を発見した場合は、厚岸警察署（☎52-0110）または役場環境林務課へ通報してください。



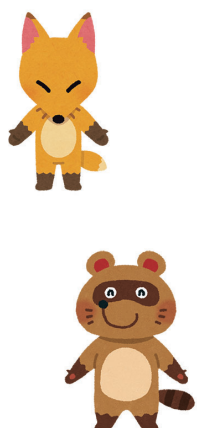
キツネやタヌキに素手で触れないで

問い合わせ
環境衛生係

町内に生息しているキツネやタヌキは、エキノコックス症や疥癬症の原因となる寄生虫やダニに感染していることがあり、人間やペットにも感染し非常に危険です。

エキノコックスに感染すると、腹痛や貧血、発熱などの症状が現れ、疥癬症に感染すると、全身に赤い発疹が出て、強烈なかゆみに襲われます。

キツネやタヌキを見つけても、素手で触れないようにしましょう。また、ペットの感染を防ぐため、放し飼いはしないでください。



制度

太陽光発電システムの保守点検をしましょう

問い合わせ
環境衛生係

住宅用太陽光発電システムを設置する人に奨励金を交付しています。

太陽光発電システムを設置した場合、平成29年4月からの改正FIT法施行により、保守点検と維持管理に係る実施計画の策定、実施が義務づけられています。

●保守点検のメリット
▽故障による売電金額の低下を防げる

▽金具の緩みによるパネル飛散防止
▽電線を留めている部分の緩みによる火災発生防止など（厚岸町においても、太陽光パネルからの火災が発生しています）

●点検方法
▽目視点検Ⅱ太陽電池パネルなどを目視で確認
▽測定点検Ⅱシステムの数値を計測
●点検時期の目安／設置から1年後、以降4年に1度。これ以外の目安として、メーカー保証や出力保証が切れる前

保守点検だけでなく、地上から見える範囲で異音や破損などの異常がないか確認しましょう。

詳しくは、システム設置業者にご相談ください。

